

武蔵野音楽大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

武蔵野音楽大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、武蔵野音楽大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神に定められた「和」の心及び教育方針として掲げられた「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」は寄附行為、大学学則、大学院学則などに明記され、その教育方針に基づいて、学部及び各学科、博士前期課程及び各専攻並びに博士後期課程の教育研究上の目的が人材育成像とともに設定されている。学生生活の規範として学則に規定された「3P 主義：礼儀 (Propriety)、清潔 (Purity)、時間厳守 (Punctuality)」は、音楽を目指す学生の人間形成に即した教育にとどまらず、教職員にも実践が求められ、教職協働の教育活動が実現されている。

平成 25(2013)年に理事会決議された「学校法人武蔵野音楽学園中期計画」には建学の精神及び大学の使命・目的が反映されており、学園全体の発展が目指されている。とりわけ「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」では、大学に求められる役割の変化に沿った学科組織の改組及び教育研究目的の検討が進められている。

「基準2. 学修と教授」について

建学の精神及び教育方針に基づいて定められたアドミッションポリシーは、入学試験要項などにおいて周知され、入学試験ではそれに従って実技科目、共通科目、面接が適切かつ綿密に実施されている。教育研究上の目的を達成するために作成されたカリキュラムポリシーにのっとり教育課程が編成され、習熟度別クラス編成や TA(Teaching Assistant)の活用など、教授法に係る工夫がされている。また、学校創立以来根付いてきた教職協働によって学修支援及び授業支援が行われ、退学者の在籍者に対する比率は約 1%にとどまっている。単位認定は、公平性が担保された方法による実技科目試験や、同じ基準で評価する統一試験などによって厳格に行われ、進級及び卒業・修了認定などの基準などを定めている。

学生生活全般に関わる事項を扱う委員会組織が確立され、学生部を中心に健康相談や生活相談のみならず心的支援や経済的支援に努めている。また、キャリア支援としては、課外講座のほかに、全ての教養科目担当教員が後期の第1週目の授業でキャリア教育に相応しい内容を取扱うという取組みが行われている。

設置基準上必要とされる数を大幅に上回る専任教員を配置し、質の高い教育を学生に行き渡らせ、教員は外国人客員教授による実技レッスンの受講などによって、実技及び指導法の向上を図っている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人は目的を寄附行為に定め、「事務組織規則」や「就業規則」などによって適正に運営されている。その目的の実現に向けては「学校法人武蔵野音楽学園中期計画」を策定し、継続的努力が図られている。また、コンプライアンス体制が推進され、内部監査も規定に定められている。財務情報についてはホームページに事業報告書の一章として掲載され、教育情報もホームページに掲載されている。

学長の諮問に応えるために教授会、研究科委員会、大学運営委員会が設置され、学長はそれらの会議体を統括することによって大学の教学運営及び管理運営上の最高責任者として機能している。大学運営委員会は、その下部組織である10の委員会及び14の部会等からの提議についても審議しており、学長のリーダーシップと教職員からのボトムアップがバランスよく機能している。また、学長は理事長と同一人であることから法人運営協議委員会の委員長も務め、教学部門と管理部門との連携が円滑に行われる体制がとられている。

平成25(2013)年度の収支差額は収入超過であり、かつ借入金等外部負債もなく、財務状況は健全である。次年度以降数年間は「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」のために経費の一時的支出が見込まれるが、それに対しても資金面での不安は見られない。会計処理は「経理規則」にのっとり行われ、会計監査の体制も整備されている。

「基準4. 自己点検・評価」について

平成5(1993)年に理事長の諮問機関として学長を委員長とする「自己点検・評価委員会規則」を制定し、続いて平成12(2000)年には「自己点検・評価実施要綱」を定め、大学の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動及び管理運営に関する自主的・自律的な点検・評価を恒常的に行っている。また、「学生による授業評価アンケート調査」や「学生満足度調査」を実施し、その分析結果が授業の改善のみならず学生サービスの改善にもつながられている。自己点検・評価の実施が報告書の作成をもって終わることなく、改善・向上に向けてのPDCAサイクルの仕組みが確立し機能している。

総じて、創立以来受継がれてきた建学の精神と二つの教育方針のもと、音楽大学としての特性を踏まえた特色ある教育や学生支援が施され、音楽芸術と人間性との調和がとれた人材が育成されている。また、「3P主義」が行き渡り、教職協働も徹底されている。変化する社会の要請に応える音楽大学を目指して「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」が推進される中、財務状況も極めて健全である。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.演奏活動」「基準B.社会連携」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

「武蔵野音楽学園寄附行為」第3条に、建学の精神を大学の前身である武蔵野音楽学校創立時より受継がれる「和」の心及び教育方針を「音楽芸術の研鑽」「人間形成」とうたい、これに基づいて大学及び大学院の使命・目的が大学学則第1条と大学院学則第1条とに明記されている。また、その方針に従って学部及び学部の各学科、学部及び各学科、博士前期課程及び各専攻並びに博士後期課程の教育研究上の目的が詳細に設定され、学生便覧と大学院学生便覧に具体的かつ簡潔に明示されている。

音楽をする者の人格完成を目指して、学則第1条には学生生活の規範として「3P主義」が定められ、学生便覧、キャンパスガイド、ホームページなどに広く明記されている。

【優れた点】

○日常的な学園生活の規範として設定した「3P主義」を習慣化することによって音楽をする者の人格形成を行っていることは、高く評価できる。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

掲げられた二つの教育方針のうち、「音楽芸術の研鑽」を第一義としつつ、もう一つの「人間形成」の具現化のために教養教育を重視している。また、音楽を志す者の人間形成を目指して「3P主義」を掲げ、学生生活の中での実践に努めている。

大学の使命・目的は、学校教育法第83条第1項・第2項、大学院の使命・目的は同法第99条第1項に即して規定され、学部及び各学科の教育研究上の目的は大学設置基準第2条、博士前期課程及び各専攻並びに博士後期課程の教育研究上の目的は大学院設置基準第1条の2に即して明確に定められている。

これまで社会の要請に対応して学科の増設を行ってきたが、平成29(2017)年度に完遂予定の「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」に合わせ、大学に求められる役割の変化に応じて学科組織の改組及び教育研究目的の見直しが行われている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

建学の精神及び大学の使命・目的は、理事会をはじめ大学の諸会議や研修会において役員や教職員から理解と支持を得、学生には学生便覧やシラバスなどによって徹底が図られている。また、保護者や卒業生にも後援会や同窓会組織を通して広く周知されるよう努力している。

平成25(2013)年度より、公的な機関として安定的な法人運営の発展を図ることを目的に、抜本的改革となる「学校法人武蔵野音楽学園中期計画」が法人の建学の精神及び大学の使命・目的に沿って実施に移されている。また、自己点検委員会を中心に教育目的などの見直しを行い、将来構想委員会において中・長期的諸課題の基本的事項を審議・検討する体制がとられている。建学の精神及び大学の使命・目的は教授会及び研究科委員会の審議を経、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）にも反映されている。

また、使命・目的及び教育目的に沿って学部、研究科に加えて別科、図書館、楽器博物館から成る教育研究組織が整えられている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、大学の目的・使命や教育目的等に基づいて明確に定められ、入学試験要項に明記するとともに、ホームページとキャンパスガイドに掲載し、受験講習会、オープンキャンパス、学校説明会等において説明することによって周知を図っている。

入学試験は、アドミッションポリシーに沿って、実技試験、学科試験、面接試験を公正かつ適切な方法で行っている。

収容定員については、充足率が低い学科もみられるが、平成 29(2017)年度に完遂する「プロジェクト」、教育研究組織の大幅な改組、学生募集を企画運営する「入学センター」の設置などで充足率の改善を図っている。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

カリキュラムポリシーは、学部及び各学科の教育研究上の目的、博士前期課程及び各専攻並びに博士後期課程の教育研究上の目的を達成するために適切に作成され、シラバスやホームページに公表されている。教育課程は、カリキュラムポリシーに基づいて専門科目、共通基礎専門科目、共通教育の科目を三つの柱として体系的に構成されており、専門科目では学年制、教養科目では 4 年間分割履修、また年次ごとの履修登録単位上限設定や第 3 年次進級基準などにより適切に編成されている。

教授方法については、前学年度の統一試験の成績による習熟度別クラス編成や演習に相応しい少人数のクラス編成などの工夫がなされている。また、FD(Faculty Development)委員会を中心に「ジャンル別歴史横断年表」や英語と独語それぞれの「共通の教材」を作成し、教育内容・方法の改善に取り組んでいる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教職協働の重要性が「職員研修会」や「全教員・主任以上会議」などにおける学長の講話により全教職員に徹底され、それに基づき入学前教育、オリエンテーション、ガイダンス、履修相談、個人面談、出席管理、TA 及び SA(Student Assistant)の活用、オフィスアワーの設定、カウンセリング、留学支援など多くの学生支援が行われている。また、学生の悩みやニーズに即応できる新たな仕組みとして、教員、学務部、学生部、演奏部が一体となった横断的な支援体制を構築する計画が立てられ、学修支援及び授業支援の充実が図られている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は、学則や学位規定等の諸規定に明確に定められ、学生便覧等に明記している。単位認定の基準となる成績評価に関しては、実技科目では10人程度の採点者の最高点と最低点を除外した有効採点者の平均を得点とし、学科科目では複数のクラスが開講されている同一科目で統一試験が実施されるなど、公平性が担保され、厳正かつ公正に適用されている。シラバスは、記載されている科目については厳格な評価を行うための成績評価基準が明示され、更に自学自習欄を設けることにより学修時間の確保に努めている。また、GPA(Grade Point Average)を用いた学生の履修実態に即した厳格な評価も行われている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア教育は、教養科目の担当者が各授業科目の中でキャリア教育に関する内容を取上げ、実施している。また、授業科目の中にキャリア教育を位置付け、課外の講座を開催している。学生部就職課では2人のキャリアカウンセラー有資格者を含めた4人体制で相談・指導を実施するなど、担当職員を中心にしてキャリア教育のための支援体制が整備されている。教職を志望する学生に対しては、大学が所在する練馬区の教育委員会と連携し、教育実習事前指導としての「プレ実習」を実施している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

厳正に行われる進級判定、卒業判定、修了判定によって、教育目標の達成状況は確認さ

れている。教育目的達成状況の点検評価として「学生による授業評価アンケート調査」「学生満足度調査」を行い、結果は部会ごとに点検評価を行い FD 委員会において改善策を討議する等、点検評価の体制が出来ている。「学生満足度調査」は、学修だけでなく、学生生活の満足度を問う貴重な調査となっている。

評価結果のフィードバックについては、授業を担当する教員ごとに集計され、その結果については、前回の調査と併せて担当教員に通知され、その後所見を求めるなど、効果的な方法となっている。改善の必要な項目については、大学全体として各部会や FD 委員会等で検討を行うことにより、組織的に取組みが実践されている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生部の所掌のもと保健室や学生相談室が設置され、学生からの健康相談、心的相談、生活相談に組織的に対応できている。福井直秋記念奨学金や日本学生支援機構の奨学金等により、学生への経済的支援が行われ、自然災害で被害を受けた学生に対する授業料の減免も実施している。グローバル化する大学教育に不可欠な留学生に対しては、授業料減免制度と併せて学務部、学生部及び演奏部の連携による研修が実施されている。十分な収容数のある学生寮を管理し、専任職員が常時配属されている。

学生の意見・要望に関しては、「個人レッスン」担当教員又は学生部職員による個人面談、保健室・学生相談室等での聞き取り、学生が組織する学友会執行部、クラブ連絡会、学園祭実行委員会、学寮委員会等からの意見聴取など、さまざまな方法により把握され、その情報を学生生活支援に役立てている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学設置基準及び大学院設置基準上必要な専任教員数は十分に満たしている。教員の採用、昇任については、「職員の任免に関する規定」及び「教育職員選考基準」にのっとり、

適正に行われている。

「学生による授業評価アンケート調査」の結果及びそれに対する学科長や科目等の責任者による講評を参考にして、教員一人ひとりが教育内容・方法等の改善を図っている。また、外国人客員教授による実技研修、公開講座等を利用した研修など、教員が参加することができる研修が数多く設定されている。

教養教育に関しては、「教養・体育部会」において協議・検討が行われ、部会の枠を越えた案件については、学務委員会又は教授会での審議を行うなど、組織上の措置や運営上の責任体制が整備されている。

【参考意見】

○専任教員のうち、61歳以上の割合が高く、年齢構成上偏りがあるので、是正が望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

施設設備については設置基準を満たしており、教育環境に関する満足度調査を行い、改善に努めている。平成 28(2016)年度末に完遂となる「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」において、「ベートーヴェンホール」を除くキャンパスの全ての建物を建替えることにより、耐震問題の解決を含め教育研究環境の充実と質の向上が図られている。

授業を行う学生数に関しては、音楽大学の実技指導は 1 対 1 が原則であり、その他の専門科目についても数人のグループ指導あるいは教材・課題に応じた人数のクラス授業となっており教育効果は高い。共通基礎専門科目及び共通教育の科目についても、少人数制が維持され良好な教育環境である。

【優れた点】

○四つの本格的なコンサートホール、日本最大級の音楽大学図書館、日本最初かつ最大級の楽器博物館等の教育施設が、教育研究上大きな効果を挙げている点は高く評価できる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

「武蔵野音楽学園寄附行為」第3条に法人の目的を定め、関係法令・諸規定などに基づいて適正な運営が行われている。また就業規則をはじめ、個人情報、ハラスメント、公益通報保護、利益相反等も規定として整備され、研究費についても科学研究費取扱規定、公的研究費取扱規定等、きめ細かく管理されている。

使命・目的を実現するための継続的努力として、経営基盤、教育研究、施設整備等、各部門においてそれぞれの中期目標と具体的計画を明示した「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」を含んだ「学校法人武蔵野音楽学園中期計画」を策定し、実現を目指している。

環境保全、人権、安全についても適切に配慮され、情報公開については閲覧規定を整備し、ホームページにおいて教育情報を、事業報告書において財務情報を公表している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、「武蔵野音楽学園寄附行為」第5条及び第8条に基づき6人の理事を選出し、年間4回程度開催されている。また、「武蔵野音楽学園寄附行為」第5条及び第9条に基づき選任された2人の監事が毎回の理事会に出席する等、適正に開催されている。

理事会のもとには「武蔵野音楽学園運営協議委員会」を設置し、理事会の恒常業務等の迅速な執行を行う等、意思決定を円滑に進める役割を担っている。

また「武蔵野音楽学園将来構想委員会」を設置し、社会の変化に対応する体制を整備している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長の諮問機関として大学運営委員会を設置し、そのもとに 10 の委員会を組織し、その他各学科及び共通基礎教育、共通教育に 14 の部会を置いている。それぞれの委員会や部会の規則に基づいて所掌事項につき審議・決定が行われ、上部委員会等に付議・報告される仕組みが整備されている。加えて、平成 27(2015)年度に向けて副学長、IR(Institutional Research)機関の組織が整備されるなど、権限と責任が明確になっている。

学長は大学運営委員会の委員長、教授会の議長及び研究科委員会の委員長となっており、学長が教学運営上の最高責任者として機能している。

委員会や各部会では、教員や関係する事務職員が一体となって教職協働により大学運営に参画し、より組織的・計画的に幅広い意見が集約されている。また、「武蔵野音楽学園職員研修会」や「武蔵野音楽大学全教員・主任以上会議」等においても学長の指針が明確に伝達されるなど、多方面に渡り、学長のリーダーシップが発揮されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長は学長兼務であり、教学部門の重要な会議体である教授会、研究科委員会、大学運営委員会及び管理部門の主要な会議体である「法人運営協議委員会」においても委員長を務めることで、制度上、教学部門と管理部門の連携が円滑に行われる体制が整っていると同時に、毎週の「武蔵野音楽学園法人・大学連絡会」により情報を共有し連携を密にしている。

寄附行為に基づき監事と評議員を適正に配置している。監事は、寄附行為に規定されている業務の他にも財産等についての質疑応答を重ねることなどにより、理事会を監督する機関としてチェック機能を果たしている。また、大学運営委員会において、学長から法人との協議に基づく事項や自らの方針に基づいて構想する事項が諮問されるのに対し、10 の委員会と 14 の部会で検討されたそれぞれの所掌事項についての課題・改善策・要望等が提起され、リーダーシップとボトムアップのバランスがとられている。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業

務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織について、職制及び責任を事務規則に定め、それぞれの責任と権限に基づいて業務を執行している。また雇用形態ごとに就業規則を定める等、権限、責任が明確にされ適正に運営されている。

職員の資質能力向上については、毎年の「武蔵野音楽学園職員研修会」「武蔵野音楽大学全教員・主任以上会議」「武蔵野音楽学園新任者研修会」「武蔵野音楽学園職階別研修会」等の開催と、外部機関への派遣及び学外研修会の参加等において能力開発を行っている。

また、「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」により、教育研究を支える事務組織として一層堅固な体制の確保を予定している。

【優れた点】

○外部機関への出向研修について規定を制定し、積極的に毎年実施していることは大学職員の能力開発及び育成において大変有意義であり評価できる。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

中長期的な計画について、平成 25(2013)年度から平成 29(2017)年度までの「学校法人武蔵野音楽学園中期計画」を策定し「消費収支の均衡に関する目標」「資金収支の健全性に関する目標」について具体的な目標を定め推進している。

過去 5 年間の帰属収支差額には単年度の特種要因により支出超過も見られるが、退職金関連科目等を勘案した経常的な収支差額は帰属収支、消費収支ともに収入超過である。

「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」による設備充実等に伴い大規模な投資を予定しているが、自己資金比率は高く借入金もないことから、健全な法人運営が可能な状態にある。外部資金導入については、「資金運用細則」等に従った資金運用により安定した収入を確保している。

3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準に基づいた「経理規則」を制定し、規則に沿った会計処理を行っている。また、「学校会計経理処理基準」を定め部門別会計を作成し、各設置校の状態を理事会等で確認できるよう細かい管理がなされている。

予算及び必要が生じた場合の補正予算や決算について、理事会と評議員会は、適正に開催されている。会計監査については、2人の監事が立会い5人程度の公認会計士により中間監査、期末監査が行われており、内部監査も規定に定められている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

平成 5(1993)年に制定された「自己点検・評価委員会規則」に沿って自己点検・評価委員会を発足させ、平成 12(2000)年には大学の使命・目的に沿った「自己点検・評価実施要領」を定めている。その自己点検・評価委員会のもと、11の部署、16の委員会、14の部会が評価項目ごとの担当区分に基づいてその所管事項について点検・評価を実施し、同委員会がその結果を取りまとめ、公表するといった恒常的・自律的な体制が整えられている。

また、平成 12(2000)年度から 13(2001)年度、平成 14(2002)年度、平成 15(2003)年度、平成 16(2004)年度、平成 24(2012)年度に自発的な自己点検・評価を行い、平成 18(2006)年度を対象に日本高等教育評価機構による認証評価を受審するなど、自己点検・評価を定期的に実施している。

平成 24(2012)年度には大学の目的・使命に即した評価基準、評価項目等のあり方を「演奏活動」と「社会連携」を新基準として設けるなど大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価が行われている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価に当たり、詳細なエビデンスの種類や担当区分を明確に設け、各委員会、部会に必要な資料及びデータの提出を求め、それらのエビデンスに基づいた自己点検・評価活動を行っており、「自己点検・評価報告書」をホームページに公開している。

また、自己点検・評価の一環として実施している「学生による授業評価アンケート調査」も定期的に行われており、学内及び文部科学省をはじめとする外部関係機関にも配付し、公表されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の結果、改善が必要と認められる事項については、教授会、研究科委員会の審議を経て、理事会の決定に基づき改善等が行われる体制となっており、自己点検委員会での検討結果は、教育研究目的等の改定、三つの方針の改定、教育研究活動組織の検討、学生募集組織の設置、事務組織の検討等の課題を抽出し、改善への計画、努力がなされている。

また、自己点検・評価において明らかになった処置・改善が必要な事項を、学務委員会や教授会等で審議又は「中期計画策定委員会」で検討し、学則改正や組織再編に着手している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 演奏活動

A-1 教育の成果発表の場としての演奏活動

- A-1-① 演奏会の開催目的とその管理・運営
- A-1-② 演奏会活動とその成果

【概評】

建学の精神とこれに基づく教育理念の実現のために、四つのコンサートホールを整備・利用し、年間約 100 回に及ぶ演奏会を開催することによって、学生に聴衆を前にして高度な演奏を安定的に行う能力を修得させるための学修の場を提供し、同時に自らが演奏会を開催することの意義と責任とを理解させている。

国内各地での演奏会では、当該地域の高校生と共演したり、中・高等学校でのクリニック（演奏技術の指導）を実施したりするなど、地域の音楽文化普及・向上にも寄与している。一方、過去 14 回の海外公演や、リスト音楽院（ハンガリー）、ジュリアード音楽院（米国）など国外の著名な大学の演奏団体の招へいによって、演奏を通じての国際交流活動を活発に展開している。こういった演奏活動を財政面で支えるため、平成 7(1995)年に「演奏活動特別基金」を設け、その運用によって経費の一部が賄われているのは高く評価できる。

国内外の演奏会の出演者の選出によっては、出演者が特定の学生に偏る事態が生じる可能性が高く、とりわけアンサンブルの授業やレッスンが少ないピアノ専攻等においては、出演できる演奏会そのものの数が少ないが、演奏会開催において、学修成果の発表となるその体験が少数の学生及び特定の専修生に限られないような工夫がなされている。学生にとって学修の成果発表となるこの体験は、教育目的達成のための場となるにとどまらず、我が国の音楽文化発展にも寄与している。

基準 B. 社会連携

B-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

- B-1-① 大学の物的・人的資源を社会に提供する努力
- B-1-② 武蔵野音楽大学楽器博物館の整備と適切な運営管理
- B-1-③ 武蔵野音楽大学同窓会との連携・協力体制の構築

【概評】

大学施設の開放等物的資源の提供として、四つのコンサートホールや楽器博物館を開放している。人的資源の提供として、中・高校生を対象とした木管・金管・打楽器クリニックと弦楽器クリニックや教員免許状更新講習を開催している。また、生涯教育プログラムとして、社会人のための夏期研修講座や免許法認定講習を開催することや、「武蔵野音楽大学パルナソス多摩女声合唱団」を組織することなどを通して、大学の資源を積極的に社会に提供している。

特に、楽器博物館は多くの貴重な資料を所蔵しており、その管理運営に当たっては「武蔵野音楽大学楽器博物館規則」及び「武蔵野音楽大学楽器博物館利用細則」を定めるとともに、「博物館委員会」を設置し万全の体制をとっている。

社会との連携に関しては、キャンパス所在地である東京都練馬区及び埼玉県入間市、その他近隣の自治体等と連携・協力のもと、公開講座やコンサートを積極的に開催し、文化施設・文化団体との連携による演奏活動を大学の教育研究の成果発表にすると同時に、音

武蔵野音楽大学

楽文化振興の目的を持った活動と位置付け展開していることは評価できる。

また、同窓会との密接な連携・協力のもとに、全国各地での演奏会、学校説明会が実施され、当該地域の音楽文化発展にも貢献している。

